

少しの気遣いで快適な生活環境を守りましょう

静かで安らぎのある まちづくり



生活騒音とは??

「もう少しボリュームを落としてくれたらなー」

「子どもの走る音がうるさいなー」

「夜遅くにピアノを弾かないで…」

あなたもこんな風に感じたことはありませんか?

日常生活を送る上で誰もが必ず音を出してしまうものです。

その音を隣近所が不快だと感じてしまえばそれは「生活騒音」となります。



みなさんの周りには生活騒音となりうるものがたくさんあります。例えば、ドアの開閉音、お風呂や洗濯機の排水音、掃除機、テレビやステレオ、車の空ぶかし、深夜の花火...など、想像してみればキリがありません。

被害者になったら、加害者になったら

● 騒音に悩まされたら直接相手に相談を

生活騒音に悩まされていても、相手に対して直接伝えることは、なかなか難しいものです。しかし相手は自分が迷惑をかけていることに気づいてないかもしれません。

感情的にならず問題点をわかりやすく説明しましょう。

● 騒音苦情を受けたら

今より少し音を小さくしたり、それが難しいのであれば時間帯を変えたり、可能な範囲で配慮しましょう。苦情を言われたら、感情的にならず、改善できるところは改善し、どうしても大きな音を出してしまうときには、あらかじめお断りしておくことが大切です。

当事者同士での解決が困難な場合は

生活騒音に対し法律や条例で規制を設けることは、府民の日常生活自体に制限を与えるということになるため、行っていません。原則として住民同士での話し合いで解決することになります。

もし、当事者同士での解決が困難な場合は、自治会や管理組合に相談してみてください。

※生活騒音は法や条例の規制をしていません

日ごろから、心の通うお付き合い

隣近所の方と日ごろからよい隣人関係を築きましょう。

お互いの立場を理解し相手を気遣いながら生活することで、快適な生活環境を作りましょう。

